

契約終了後の融資契約書類の取扱いについて

平素より秋田信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫ではこれまで、ご融資時の契約書類である「金銭消費貸借証書」などの契約書類一式につきまして、契約終了後に契約者様へご返却しておりましたが、2022年4月1日の契約終了分より、下記のご契約につきましてはお客様へ返却せず、当金庫で5年間保管し、保管期間終了後に当金庫が責任をもって廃棄をさせていただき取扱いとさせていただきますので、何卒ご了承願います。

なお、当該書類の返却を希望される場合は、お手数ですがお取り扱い店舗まで、保管期間内にお申し出ください。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【契約終了後、ご返却をさせていただき契約書類】

1. 事業性融資に関する契約書類
2. 住宅ローンに関する契約書類

【契約終了後、当金庫で保管・廃棄する契約書類】

1. 個人ローンに関する契約書類（カードローンを含む）

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

秋田信用金庫 融資部

フリーダイヤル 0120-345-112